

千葉県告示第52号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1項第1号の規定により告示します。

平成31年1月28日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
かがやきのまち 都町第2教室 千葉県千葉市中央区 都町1254-1 高井ビル1A	株式会社コネクト 千葉県千葉市中央区 矢作町1002番地4 代表取締役 垣本 祐作	平成31年 2月1日	1250101373	児童発達支援・ 放課後等デイ サービス